

証券コード 7782

平成29年3月14日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町30番1号
株 式 会 社 シ ン シ ア
代表取締役執行役員社長 中 村 研

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年3月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋箱崎町42番1号
T-CATホール1階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第9期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.sincere-vision.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の積極的な経済政策を背景に個人消費は底堅い動きとなっており、また企業収益は改善に足踏みが見られるものの高い水準で推移し、全体として緩やかな回復基調となりました。一方、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気下振れにより、日本景気が下押しされるリスクがあるほか、英国のEU離脱問題や米国のトランプ政権誕生などによる海外経済の先行きは依然として不透明な状況となりました。

コンタクトレンズ業界におきましては、1日使い捨てタイプコンタクトレンズへのニーズのシフトが継続的に続いていることや、カラーコンタクトレンズ市場の拡大もあり、コンタクトレンズ市場全体は緩やかながら成長基調にあるものと推測され、価格、販路、広告戦略等々における各メーカー間の販売促進が激化するものと思われます。

このような状況の中での当社グループの状況は、積極的に販路開拓に取り組んでいるドラッグストア向け売上の順調な拡大、インターネット通販店利用顧客の増加及びカラーコンタクトレンズ市場の継続的な拡大により、当社ブランド製品売上は順調に推移いたしました。

一方、英国のEU離脱問題を契機とした急激かつ大幅な円高基調の為替変動は、仕入原価の低減に繋がり営業利益が向上したものの、当社グループが商品輸入に係る外貨建予定取引の為替相場変動リスクをヘッジする目的で保有しているデリバティブ商品の時価を著しく棄損いたしました。また、米国のトランプ政権誕生を契機とした当連結会計年度末における急激かつ大幅な円安基調の為替変動は、外貨建買掛金の決済及び期末評価替え時に多額の為替差損を発生させる結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,921,056千円（前連結会計年度比15.9%増）となり、営業利益578,514千円（同184.3%増）、経常利益266,301千円（同16.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益169,528千円（同20.0%減）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。これに伴い、公募増資による89,000株の新株発行により171,948千円、111,000株の自己株式処分により214,452千円の資金を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 6 期<br>(平成25年12月期) | 第 7 期<br>(平成26年12月期) | 第 8 期<br>(平成27年12月期) | 第 9 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年12月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | —                    | 3,731,923            | 4,244,303            | 4,921,056                         |
| 経 常 利 益(千円)             | —                    | 366,386              | 318,346              | 266,301                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | —                    | 216,291              | 211,804              | 169,528                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)          | —                    | 108.15               | 121.33               | 89.27                             |
| 総 資 産(千円)               | —                    | 3,202,151            | 3,015,798            | 2,848,522                         |
| 純 資 産(千円)               | —                    | 1,613,643            | 1,662,953            | 2,026,213                         |
| 1株当たり純資産額 (円)           | —                    | 806.82               | 880.24               | 929.76                            |

(注) 平成26年3月28日付で普通株式1株につき20株、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 6 期<br>(平成25年12月期) | 第 7 期<br>(平成26年12月期) | 第 8 期<br>(平成27年12月期) | 第 9 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年12月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 2,618,925            | 3,628,821            | 3,974,648            | 4,652,121                       |
| 経 常 利 益(千円)     | 671,042              | 372,207              | 300,837              | 237,598                         |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 363,322              | 223,907              | 201,239              | 148,210                         |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 363,322.74           | 111.95               | 115.28               | 78.05                           |
| 総 資 産(千円)       | 2,627,020            | 3,133,573            | 2,947,757            | 2,761,629                       |
| 純 資 産(千円)       | 1,074,189            | 1,608,439            | 1,647,403            | 1,989,044                       |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 1,074,189.73         | 804.22               | 872.00               | 912.69                          |

(注) 平成26年3月28日付で普通株式1株につき20株、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

| 会 社 名                | 資 本 金       | 当社に対する議決権比率 | 当 社 と の 関 係       |
|----------------------|-------------|-------------|-------------------|
| 株 式 会 社<br>キャピタルメディカ | 1,355,500千円 | 64.3%       | 販売、仕入れ等の取引はありません。 |

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                             | 資 本 金        | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------------------------|--------------|----------|---------------|
| Sincere Vision<br>C o . , L t d . | 100,000HKD   | 100.0%   | コンタクトレンズの卸販売  |
| 新 視 野 光 學<br>股 份 有 限 公 司          | 2,000,000TWD | 100.0    | コンタクトレンズの卸販売  |
| 株 式 会 社<br>カラコンワークス               | 9,900千円      | 100.0    | コンタクトレンズの通信販売 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

##### ① 商品開発力の強化

中長期的には、日本国内の少子高齢化が加速することは必定であり、コンタクトレンズユーザーの主要部分を占める若年層が減少することは否めず、コンタクトレンズメーカー各社の競争が激化することが想定されます。

このような状況で企業として勝ち残っていくためには、新素材を活用した、より高機能で良好な装用感を得られるコンタクトレンズの開発、細分化するニーズを着実に捉えた商品スペック、デザインの整備が必要であります。

当社グループは、変化する市場への対応力強化や将来の競争力強化のため、商品開発力の強化に努めてまいります。

##### ② 当社ブランド商品の知名度向上

「ひとみに、誠実に」の企業理念の下、更なる品質向上に努め、販売チャネルごとの販促活動戦略により、当社ブランド商品の知名度向上を図ることが必要であると考えております。当社ブランド商品の知名度向上は、お客様の当社ブランド商品への信頼性を高め、大手企業と連携した事業展開を有利に進め、当社グループを支える優秀な人材確保に寄与するものと考えております。

##### ③ 海外事業展開の強化

当社グループの更なる発展のためには海外売上高の伸長が不可欠であると考えております。当社は平成25年から香港、台湾、平成26年よりタイ、マレーシアへ当社サークルレンズ、カラーコンタクトレンズの販売事業を中心に展開しております。

今後も、アジア各国を中心に海外事業展開の強化を図り、売上及び利益の拡大に努めてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しております。

「財務報告に係る内部統制報告制度」への対応の充実に努め、内部統制の充実及び強化を図っております。

⑤ コンプライアンス経営体制の強化

当社グループは、コンプライアンス経営に徹することの重要性を認識し、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。更に、必要に応じた社内教育を継続して実施するとともに、監査機能の充実に努めるために、内部監査担当、監査役会及び会計監査人との連携を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

当社は、コンタクトレンズの製造並びにコンタクトレンズ小売販売店及び代理店（一次・二次）に対しての卸販売並びに当該業務に付帯関連する事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年12月31日現在）

① 当社

東京都中央区で事業展開しております。

② 子会社

東京都中央区のほか、香港（上環禧利街）、台湾（高雄市）で事業展開しております。

(7) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 39（一）名  | 2名減（3名減）    |

（注） 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 32（一）名  | 2名減（3名減）  | 46.1歳   | 5.8年        |

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

| 借 入 先             | 借 入 額     |
|-------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 200,000千円 |
| 株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行 | 36,654    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行   | 20,000    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年12月16日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,178,700株
- ③ 株主数 1,045名
- ④ 大株主

| 株 主 名                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------|------------|---------|
| 株式会社キャピタルメディカ                           | 1,400,000株 | 64.3%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                       | 88,700     | 4.1     |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                     | 50,400     | 2.3     |
| みずほ成長支援投資事業<br>有 限 責 任 組 合              | 42,000     | 1.9     |
| かながわ成長企業支援投資事業組合                        | 42,000     | 1.9     |
| オ リ ッ ク ス 株 式 会 社                       | 42,000     | 1.9     |
| 中 村 研                                   | 27,000     | 1.2     |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                         | 24,700     | 1.1     |
| SBIベンチャー企業成長支援3号<br>投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 | 19,000     | 0.9     |
| 長 嶺 英 昌                                 | 16,000     | 0.7     |
| 飯 島 彰                                   | 16,000     | 0.7     |

（注）自己株式は所有しておりません。



⑤ その他株式に関する重要な事項

イ. 発行可能株式総数

平成28年9月7日開催の臨時株主総会決議により、発行可能株式総数を160,000株から80,000株とする定款の変更を行っております。また、平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,920,000株増加し、8,000,000株となっております。

ロ. 発行済株式の総数

- a. 平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は1,980,000株増加しております。
- b. 平成28年12月15日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数は89,000株増加しております。
- c. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は89,700株増加しております。
- d. 当事業年度の末日後である平成29年1月20日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により、発行済株式総数は50,000株増加しております。

ハ. 単元株式数

平成28年9月7日開催の臨時株主総会決議により、平成28年9月7日付で1単元を100株とする単元株制度を導入いたしました。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第 1 回 新株予約権                                 | 第 2 回 新株予約権                               |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成26年 3 月28日                                | 平成26年12月16日                               |
| 新株予約権の数                |                   | 800個                                        | 30個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 80,000株<br>(新株予約権 1 個につき100株)          | 普通株式 3,000株<br>(新株予約権 1 個につき100株)         |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権 1 個当たり<br>50,000円<br>(1 株当たり 500円)    | 新株予約権 1 個当たり<br>75,000円<br>(1 株当たり 750円)  |
| 権利行使期間                 |                   | 平成28年 3 月29日から<br>平成36年 3 月27日まで            | 平成28年12月17日から<br>平成36年12月15日まで            |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1.                                      | (注) 2.                                    |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 800個<br>目的となる株式数 80,000株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名 |

- (注) 1. イ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の役員（取締役及び監査役）及び従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権者の権利行使は認めないものとする。
- ハ. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていないといけない。
2. イ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権者の権利行使は認めないものとする。
- ハ. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていないといけない。
3. 上記のうち、取締役 1 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

|                        |       | 第 3 回新株予約権                                | 第 4 回新株予約権                                  |
|------------------------|-------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |       | 平成27年 6 月23日                              | 平成27年12月25日                                 |
| 新株予約権の数                |       | 10個                                       | 10個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 1,000株<br>(新株予約権 1 個につき100株)         | 普通株式 1,000株<br>(新株予約権 1 個につき100株)           |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |       | 新株予約権 1 個当たり<br>50,000円<br>(1 株当たり 500円)  | 新株予約権 1 個当たり<br>120,000円<br>(1 株当たり 1,200円) |
| 権利行使期間                 |       | 平成29年 5 月28日から<br>平成37年 5 月26日まで          | 平成29年12月23日から<br>平成37年12月21日まで              |
| 行使の条件                  |       | (注)                                       | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 社外取締役 | —                                         | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 1,000株<br>保有者数 1名   |
|                        | 監査役   | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 1,000株<br>保有者数 1名 | —                                           |

(注) イ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の役員（取締役及び監査役）及び従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権者の権利行使は認めないものとする。

ハ. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていない。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## ③ その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                             |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 中 村 研   | 執行役員社長                                                                   |
| 取 締 役     | 清 水 康 久 | 執行役員営業本部長                                                                |
| 取 締 役     | 荒 井 慎 一 | 執行役員管理部長                                                                 |
| 取 締 役     | 國 吉 歩   | フォレストウォーク法律事務所<br>代表弁護士<br>(株)ストライダーズ社外監査役<br>(株)グッドアイズ建築検査機構<br>監視委員会委員 |
| 常 勤 監 査 役 | 中 本 義 人 |                                                                          |
| 監 査 役     | 今 井 良 明 | 今井公認会計士事務所所長<br>ハウスコム(株)社外監査役<br>グランツ税理士法人代表社員                           |
| 監 査 役     | 加 瀬 豊   | 加瀬公認会計士事務所所長<br>(株)オーバル社外取締役（監査等<br>委員）                                  |

- (注) 1. 取締役國吉歩氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役中本義人氏、監査役今井良明氏及び監査役加瀬豊氏は、社外監査役であります。
3. 監査役今井良明氏及び監査役加瀬豊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼任者を除く平成28年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

| 会社における地位 | 氏 名     | 担 当    |
|----------|---------|--------|
| 執 行 役 員  | 飯 島 彰   | 営業企画部長 |
| 執 行 役 員  | 近 藤 貴 子 | 薬務部長   |
| 執 行 役 員  | 立 花 隼   | 経営企画室長 |

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役國吉歩氏、常勤監査役中本義人氏、監査役今井良明氏及び監査役加瀬豊氏につきましては会社法第425条第1項に定める額としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額         |
|--------------------|-----------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1) | 30,040千円<br>(750) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 6,364<br>(6,364)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7<br>(4)  | 36,404<br>(7,114) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年3月26日開催の第7回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年3月26日開催の第7回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額364千円（社外監査役1名に対し364千円）が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役國吉歩氏は、フォレストウォーク法律事務所の代表弁護士、株式会社ストライダーズの社外監査役及び株式会社グッドアイズ建築検査機構の監視委員会委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役今井良明氏は、今井公認会計士事務所の所長、ハウスクム株式会社の社外監査役及びグランツ税理士法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加瀬豊氏は、加瀬公認会計士事務所の所長、株式会社オーバルの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 國 吉 歩   | 当事業年度に開催された取締役会26回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。                            |
| 監査役 中 本 義 人 | 当事業年度に開催された取締役会26回及び監査役会12回の全てに出席し、金融機関における長年の経験、さらに、他社の取締役としての豊富な経験・知識に基づき、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 今 井 良 明 | 平成28年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。  |
| 監査役 加 瀬 豊   | 平成28年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。  |

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 15,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,200    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式上場に係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務の対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。



### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
- ロ. 取締役会は、取締役会規則に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
- ハ. 代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程に従い業務を執行する。
- ニ. 取締役を含む役職員が、業務を執行するにあたり遵守すべき行動基準としてコンプライアンス規程を制定する。
- ホ. 役職員に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。
- ヘ. 役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要な教育を実施する。
- ト. 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

##### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程等社内規程に則り作成、保存、管理する。
- ロ. 情報の不正使用及び漏洩の防止のためのシステムを確立し、情報セキュリティ施策を推進する。



- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
  - ロ. リスク管理最高責任者及びリスク管理担当者は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
  - ハ. 内部監査担当部署は、監査役と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - ロ. 取締役会は、中期経営計画及び業績目標を設定し、代表取締役及び取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
  - ハ. 取締役会を毎月 1 回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の遂行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われていることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月 1 回以上開催する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 使用人を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動指針としてコンプライアンス規程を制定する。
  - ロ. 役職員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。

- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程等に基づく報告のもと、その業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
  - ロ. 当社グループの各子会社における監査は、各子会社監査役と当社内部監査担当部署が連携し実施する。その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
  - ハ. 当社は、親会社との間で、上場企業とその親会社としてのお互いの立場を尊重したうえで企業グループとしての業務を適切に行い、その社会的責任を全うするために必要に応じて、親会社に対し、当社の経営情報を提供し、また、親会社の内部監査担当部署との連携も行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該使用人の配置を検討するものとし、具体的な配置にあたっては、その具体的な内容（組織、人数等）を調整し実施する。
  - ロ. 当該使用人は、職務執行にあたっては取締役から独立した立場とし、監査役の指揮命令に基づき職務をする。
  - ハ. 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役会の同意を得る。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
  - ロ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
  - ハ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、又は通報を受けたときは、速やかに監査役に報告する。

- ⑨ 当社の監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行に生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

ハ. 内部監査担当部署は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査役との相互連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会が中心となり、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに役職員への教育及び研修を実施いたしました。
- ② 当社の子会社の事業運営状況は、適宜取締役会並びに代表取締役へ報告がなされており、子会社の業務運営、経営管理の適正さを確保しております。
- ③ 内部監査担当者は、年度監査計画に基づき、当社並びに子会社の内部統制の整備・運用状況をモニタリングし、その監査結果を代表取締役及び監査役会へ適宜報告をしております。
- ④ 監査役会は、監査役相互の情報交換を行うとともに、内部監査担当者から報告を受け、業務について調査・監査を行いました。
- ⑤ 監査役会は、自ら監査を行うほか、会計監査人及び内部監査室と密な連携を図り、情報交換を行うとともに、内部監査担当者にはその内部監査の結果の報告に関する指示を行い、会計監査人には適宜その報告の説明を求め、会計に関する監査を行いました。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目                    | 金 額       |
|-------------|-----------|------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)              |           |
| 流 動 資 産     | 2,680,750 | 流 動 負 債                | 776,041   |
| 現金及び預金      | 1,137,026 | 支払手形及び買掛金              | 164,183   |
| 売 掛 金       | 602,927   | 短 期 借 入 金              | 200,000   |
| 商 品         | 577,518   | 1 年内返済予定の<br>長 期 借 入 金 | 40,004    |
| 貯 蔵 品       | 61,512    | 未 払 法 人 税 等            | 21,730    |
| 前 渡 金       | 47,231    | 繰 延 税 金 負 債            | 14        |
| 繰 延 税 金 資 産 | 4,448     | デリバティブ債務               | 132,697   |
| 外国為替差入証拠金   | 214,011   | そ の 他                  | 217,412   |
| そ の 他       | 48,083    | 固 定 負 債                | 46,267    |
| 貸 倒 引 当 金   | △12,009   | 長 期 借 入 金              | 16,650    |
| 固 定 資 産     | 167,771   | デリバティブ債務               | 29,617    |
| 有 形 固 定 資 産 | 28,063    | 負 債 合 計                | 822,308   |
| 建 物         | 10,067    | (純資産の部)                |           |
| 工具、器具及び備品   | 17,995    | 株 主 資 本                | 2,015,439 |
| 無 形 固 定 資 産 | 14,335    | 資 本 金                  | 208,899   |
| の れ ん       | 3,694     | 資 本 剰 余 金              | 310,151   |
| そ の 他       | 10,641    | 利 益 剰 余 金              | 1,496,389 |
| 投資その他の資産    | 125,372   | その他の包括利益累計額            | 10,220    |
| 投資有価証券      | 1,658     | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益          | 8,386     |
| 繰 延 税 金 資 産 | 3,039     | 為 替 換 算 調 整 勘 定        | 1,833     |
| そ の 他       | 122,046   | 新 株 予 約 権              | 553       |
| 貸 倒 引 当 金   | △1,371    | 純 資 産 合 計              | 2,026,213 |
| 資 産 合 計     | 2,848,522 | 負 債 純 資 産 合 計          | 2,848,522 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から)  
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     | 金 額       |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                         |         | 4,921,056 |
| 売 上 原 価                       |         | 3,463,099 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 1,457,957 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 879,442   |
| 営 業 利 益                       |         | 578,514   |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 受 取 利 息                       | 354     |           |
| 為 替 差 益                       | 74,573  |           |
| そ の 他                         | 2,488   | 77,416    |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 支 払 利 息                       | 12,144  |           |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損             | 353,845 |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額               | 1,641   |           |
| 上 場 関 連 費 用                   | 18,563  |           |
| そ の 他                         | 3,434   | 389,629   |
| 経 常 利 益                       |         | 266,301   |
| 特 別 損 失                       |         |           |
| 商 品 回 収 等 関 連 費 用             | 11      |           |
| 倉 庫 移 転 費 用                   | 10,588  | 10,599    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 255,701   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 81,617  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 4,556   | 86,173    |
| 当 期 純 利 益                     |         | 169,528   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 169,528   |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から)  
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |            |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
| 当 期 首 残 高               | 100,000 | 75,600    | 1,326,861 | △88,800 | 1,413,661  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |            |
| 新 株 の 発 行               | 108,899 | 108,899   |           |         | 217,798    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |         |           | 169,528   |         | 169,528    |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         | 125,652   |           | 88,800  | 214,452    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)     |         |           |           |         | —          |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 108,899 | 234,551   | 169,528   | 88,800  | 601,778    |
| 当 期 末 残 高               | 208,899 | 310,151   | 1,496,389 | —       | 2,015,439  |

|                         | その他の包括利益累計額 |          |                       | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|-------------|----------|-----------------------|-------|-----------|
|                         | 繰延ヘッジ損益     | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益<br>累 計 額 合 計 |       |           |
| 当 期 首 残 高               | 247,571     | 1,531    | 249,102               | 189   | 1,662,953 |
| 当 期 変 動 額               |             |          |                       |       |           |
| 新 株 の 発 行               |             |          |                       |       | 217,798   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 |             |          |                       |       | 169,528   |
| 自 己 株 式 の 処 分           |             |          |                       |       | 214,452   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)     | △239,184    | 302      | △238,882              | 364   | △238,517  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △239,184    | 302      | △238,882              | 364   | 363,260   |
| 当 期 末 残 高               | 8,386       | 1,833    | 10,220                | 553   | 2,026,213 |



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社カラコンワークス  
Sincere Vision Co., Ltd.  
新視野光學股份有限公司

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 SINCERE LENS SDN. BHD.  
Sincere Vision (Thailand) Co., Ltd.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に関してい  
ずれも少額であることから、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 SINCERE LENS SDN. BHD.  
Sincere Vision (Thailand) Co., Ltd.
- ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

- ・ 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

###### ハ. たな卸資産

- ・ 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 4年～20年

###### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ 重要な繰延資産の処理方法

###### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

##### ④ 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…外国為替証拠金取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引（商品輸入）

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

「デリバティブ管理規程」に基づき金利変動リスク、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができることを確認しております。

また、外貨建予定取引については、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する企業会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 29,617千円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,178,700株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日       | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成29年3月29日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 65,361         | 30              | 平成28年12月31日 | 平成29年3月30日 |

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 103,200株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引については、その取引金額を外貨建予定取引（商品輸入）の実需の範囲内とする旨を「デリバティブ管理規程」で定めており、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部の外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあります。

営業債権である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

借入金の使途は、運転資金であり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引（商品輸入）に係る為替の変動リスクに対するヘッジ目的とした外国為替証拠金取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ目的とした金利スワップ取引等であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価の方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

また、当社グループでは、会計上のヘッジ要件を満たさない外国為替証拠金取引、通貨オプション取引、クーポンスワップ取引を実施しておりますが、これらについても外貨建予定取引（商品輸入）に係る為替の変動リスクに対するヘッジ目的で行っており、ヘッジ会計の適用対象となるデリバティブ取引と同様の管理体制を採用しております。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、「債権管理規程」に従い債権管理を行うこととし、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、軽減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

#### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建予定取引（商品輸入）については、為替変動リスクに対して、原則として外国為替証拠金取引を利用してヘッジしております。外国為替証拠金取引等デリバティブ取引の取引金額は、「デリバティブ管理規程」において、外貨建予定取引の実需の範囲内とする旨が定められており、その取引実行管理については、取引権限等を定めた社内規程に従っております。また、日次で実行残高、証拠金率及び損益状況等のモニタリングを実施しております。

借入金に係る金利変動リスクについては、金利スワップ取引を利用して支払利息の一部を固定化しております。

#### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項6.「デリバティブ取引に関する注記」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                       | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価 ( 千 円 ) | 差 額 ( 千 円 ) |
|-----------------------|--------------------|-------------|-------------|
| (1) 現 金 及 び 預 金       | 1,137,026          | 1,137,026   | —           |
| (2) 売 掛 金             | 602,927            | 602,927     | —           |
| (3) 外国為替差入証拠金         | 214,011            | 214,011     | —           |
| 資 産 計                 | 1,953,965          | 1,953,965   | —           |
| (1) 支払手形及び買掛金         | 164,183            | 164,183     | —           |
| (2) 短 期 借 入 金         | 200,000            | 200,000     | —           |
| (3) 未 払 法 人 税 等       | 21,730             | 21,730      | —           |
| (4) 長 期 借 入 金 ( * 1 ) | 56,654             | 56,678      | 24          |
| 負 債 計                 | 442,567            | 442,591     | 24          |
| デリバティブ取引 ( * 2 )      | △162,314           | △162,314    | —           |

( \* 1 ) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

( \* 2 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 外国為替差入証拠金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項6. 「デリバティブ取引に関する注記」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 1,658千円    |



上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

## 6. デリバティブ取引に関する注記

### (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

#### 通貨関連

| 区分            | 取引の種類           | 契約額等<br>(千円) | 契約額等の<br>うち1年超<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 評価損益<br>(千円) |
|---------------|-----------------|--------------|------------------------|------------|--------------|
| 市場取引以<br>外の取引 | 外国為替証拠金取引<br>売建 |              |                        |            |              |
|               | 米ドル             | 1,160,900    | —                      | △125,770   | △125,770     |
|               | 買建              |              |                        |            |              |
|               | 米ドル             | 234,000      | —                      | △60        | △60          |
|               | 通貨オプション<br>売建   |              |                        |            |              |
|               | プット 米ドル         | 2,655,009    | 1,757,917              | △131,663   | △131,663     |
|               | 買建              |              |                        |            |              |
|               | コール 米ドル         | 2,655,009    | 1,757,917              | 47,207     | 47,207       |
|               | クーポンスワップ        | 551,145      | 362,181                | 47,971     | 47,971       |
| 合計            |                 | 7,256,063    | 3,878,015              | △162,314   | △162,314     |

#### (注) 1. 時価の算定方法

##### 外国為替証拠金取引

外国為替証拠金取引契約を締結している会社から提示された価格によっております。

##### 通貨オプション・クーポンスワップ

取引先金融機関から提示された価格によっております。

#### 2. 通貨オプション取引は、ゼロコストオプション取引であり、オプション料の授受はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

金利関連

| ヘッジ会計の方法        | 取引の種類                 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(千円) | 契約額等<br>のうち<br>1年超<br>(千円) | 時価<br>(千円) |
|-----------------|-----------------------|---------|--------------|----------------------------|------------|
| 金利スワップの<br>特例処理 | 金利スワップ取引<br>変動受取・固定支払 | 長期借入金   | 20,000       | —                          | (注)        |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

929円76銭

(2) 1株当たり当期純利益

89円27銭

(注) 当社は、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割並びに株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成29年2月14日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割並びに株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

### (1) 株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

### (2) 株式分割の概要

#### ① 分割の方法

平成29年3月15日を基準日として、同日の最終株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたします。

#### ② 分割により増加する株式数

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 2,228,700株  |
| 今回の分割により増加する株式数 | 4,457,400株  |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 6,686,100株  |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 24,000,000株 |

(注) 上記発行済株式数は新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

#### ③ 分割の日程

|        |                |
|--------|----------------|
| 基準日公告日 | 平成29年2月28日     |
| 基準日    | 平成29年3月15日(予定) |
| 効力発生日  | 平成29年3月16日(予定) |

#### ④ 新株予約権行使価格の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価格を平成29年3月16日以降、以下のとおり調整いたします。

|          | 調整前行使価格 | 調整後行使価格 |
|----------|---------|---------|
| 第1回新株予約権 | 500円    | 167円    |
| 第2回新株予約権 | 750円    | 250円    |
| 第3回新株予約権 | 500円    | 167円    |
| 第4回新株予約権 | 1,200円  | 400円    |
| 第5回新株予約権 | 1,200円  | 400円    |

⑤ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

|                |         |
|----------------|---------|
| イ. 1株当たりの純資産額  | 309円92銭 |
| ロ. 1株当たりの当期純利益 | 29円76銭  |

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年3月16日をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

② 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

| 現行定款                                         | 変更後定款                                          |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br>800万株とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br>2,400万株とする。 |

③ 定款変更の日程

効力発生日 平成29年3月16日(予定)

(第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資))

当社は、平成28年11月11日及び平成28年11月28日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し(貸株人から借入れる当社普通株式50,000株の売出し)に関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式を発行し、平成29年1月20日に払込を受けております。

|                              |                                            |
|------------------------------|--------------------------------------------|
| (1) 発行株式の種類及び数               | 当社普通株式 50,000株                             |
| (2) 払込金額                     | 1株につき金1,649円                               |
| (3) 払込金額の総額                  | 金82,450千円                                  |
| (4) 割当価格                     | 1株につき金1,932円                               |
| (5) 割当価格の総額                  | 金96,600千円                                  |
| (6) 増加する資本金及び<br>資本準備金に関する事項 | 増加する資本金 1株につき金966円<br>増加する資本準備金 1株につき金966円 |
| (7) 割当先及び割当株数                | 株式会社SBI証券 50,000株                          |
| (8) 払込期日                     | 平成29年1月20日                                 |
| (9) 資金の使途                    | 広告宣伝費及び物流管理基幹システムの改修資金として                  |

# 貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目                    | 金 額       |
|-------------|-----------|------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)              |           |
| 流 動 資 産     | 2,594,588 | 流 動 負 債                | 726,318   |
| 現 金 及 び 預 金 | 1,057,956 | 買 掛 金                  | 132,628   |
| 売 掛 金       | 520,684   | 短 期 借 入 金              | 200,000   |
| 商 品         | 518,248   | 1 年内返済予定の<br>長 期 借 入 金 | 40,004    |
| 貯 蔵 品       | 61,512    | 未 払 金                  | 112,206   |
| 前 渡 金       | 47,231    | 未 払 費 用                | 8,713     |
| 前 払 費 用     | 12,520    | 未 払 法 人 税 等            | 19,653    |
| 外国為替差入証拠金   | 214,011   | 前 受 金                  | 26,723    |
| 繰 延 税 金 資 産 | 5,974     | 預 り 金                  | 2,965     |
| 関係会社短期貸付金   | 133,685   | デリバティブ債務               | 132,697   |
| そ の 他       | 41,036    | そ の 他                  | 50,726    |
| 貸 倒 引 当 金   | △18,272   | 固 定 負 債                | 46,267    |
| 固 定 資 産     | 167,041   | 長 期 借 入 金              | 16,650    |
| 有 形 固 定 資 産 | 23,125    | デリバティブ債務               | 29,617    |
| 建 物         | 9,531     | 負 債 合 計                | 772,585   |
| 工具、器具及び備品   | 13,593    | (純資産の部)                |           |
| 無 形 固 定 資 産 | 5,146     | 株 主 資 本                | 1,980,103 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 5,146     | 資 本 金                  | 208,899   |
| 投資その他の資産    | 138,769   | 資 本 剰 余 金              | 310,151   |
| 関 係 会 社 株 式 | 19,242    | 資 本 準 備 金              | 108,899   |
| 長 期 前 払 費 用 | 78        | その他資本剰余金               | 201,252   |
| 繰 延 税 金 資 産 | 3,039     | 利 益 剰 余 金              | 1,461,053 |
| 破 産 更 生 債 権 | 1,371     | その他利益剰余金               | 1,461,053 |
| そ の 他       | 116,408   | 繰越利益剰余金                | 1,461,053 |
| 貸 倒 引 当 金   | △1,371    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等        | 8,386     |
| 資 産 合 計     | 2,761,629 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益          | 8,386     |
|             |           | 新 株 予 約 権              | 553       |
|             |           | 純 資 産 合 計              | 1,989,044 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計          | 2,761,629 |

# 損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から)  
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 4,652,121 |
| 売 上 原 価                 |         | 3,323,938 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,328,182 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 788,181   |
| 営 業 利 益                 |         | 540,000   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 4,569   |           |
| 為 替 差 益                 | 78,002  |           |
| そ の 他                   | 8,864   | 91,436    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 12,144  |           |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損       | 353,845 |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 5,851   |           |
| 上 場 関 連 費 用             | 18,563  |           |
| そ の 他                   | 3,432   | 393,838   |
| 経 常 利 益                 |         | 237,598   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 商 品 回 収 等 関 連 費 用       | 11      |           |
| 倉 庫 移 転 費 用             | 10,588  | 10,599    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 226,999   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 75,726  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 3,062   | 78,789    |
| 当 期 純 利 益               |         | 148,210   |

# 株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から)  
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |              |             |              |             |         |            |
|------------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|--------------|-------------|---------|------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金    |             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|                              |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
|                              |         |           |              |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |         |            |
| 当 期 首 残 高                    | 100,000 | —         | 75,600       | 75,600      | 1,312,843    | 1,312,843   | △88,800 | 1,399,643  |
| 当 期 変 動 額                    |         |           |              |             |              |             |         |            |
| 新 株 の 発 行                    | 108,899 | 108,899   |              | 108,899     |              |             |         | 217,798    |
| 当 期 純 利 益                    |         |           |              |             | 148,210      | 148,210     |         | 148,210    |
| 自己株式の処分                      |         |           | 125,652      | 125,652     |              |             | 88,800  | 214,452    |
| 株主資本以外の項目の当<br>期 変 動 額 (純 額) |         |           |              |             |              |             |         | —          |
| 当期変動額合計                      | 108,899 | 108,899   | 125,652      | 234,551     | 148,210      | 148,210     | 88,800  | 580,460    |
| 当 期 末 残 高                    | 208,899 | 108,899   | 201,252      | 310,151     | 1,461,053    | 1,461,053   | —       | 1,980,103  |

|                              | 評価・換算差額等      |                             | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|---------------|-----------------------------|-----------|-----------|
|                              | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 ・ 等<br>合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                    | 247,571       | 247,571                     | 189       | 1,647,403 |
| 当 期 変 動 額                    |               |                             |           |           |
| 新 株 の 発 行                    |               |                             |           | 217,798   |
| 当 期 純 利 益                    |               |                             |           | 148,210   |
| 自己株式の処分                      |               |                             |           | 214,452   |
| 株主資本以外の項目の当<br>期 変 動 額 (純 額) | △239,184      | △239,184                    | 364       | △238,820  |
| 当期変動額合計                      | △239,184      | △239,184                    | 364       | 341,640   |
| 当 期 末 残 高                    | 8,386         | 8,386                       | 553       | 1,989,044 |



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

- ・ 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② デリバティブ

時価法を採用しております。

##### ③ たな卸資産

- ・ 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 6年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～20年 |

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。均等償却によっております。

##### ③ 長期前払費用

#### (3) 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…外国為替証拠金取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引（商品購入）

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

「デリバティブ管理規程」に基づき金利変動リスク、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺することができることを確認しております。

また、外貨建予定取引については、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 25,447千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |          |
| ① 短期金銭債権                        | 21,713千円 |
| ② 短期金銭債務                        | 629千円    |

### 4. 損益計算書に関する注記

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高  |          |
| 営業取引による取引高 |          |
| 売上高        | 66,007千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,960千円  |
| 営業取引以外の取引高 | 12,261千円 |

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産    |          |
| 貸倒引当金     | 6,059千円  |
| 関係会社株式評価損 | 2,040千円  |
| 未払事業税     | 1,102千円  |
| 未払法定福利費   | 1,430千円  |
| その他       | 2,124千円  |
| 繰延税金資産合計  | 12,757千円 |
| 繰延税金負債    |          |
| 繰延ヘッジ損益   | △3,743千円 |
| 繰延税金負債合計  | △3,743千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 9,014千円  |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会 社 等 の 名 称                                     | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係      | 取引内容           | 取 引 金 額<br>(千円) | 科 目              | 期 末 残 高<br>(千円) |
|-------|-------------------------------------------------|---------------------|----------------|----------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 子 会 社 | S i n c e r e<br>V i s i o n<br>C o . , L t d . | 所有<br>直接 100%       | 資金の援助<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>(注) 1 | 8,423           | 関 係 会 社<br>短期貸付金 | 27,685          |
|       |                                                 |                     |                | 利息の受取<br>(注) 1 | 728             | 未 収 利 息          | 685             |
| 子 会 社 | 新 視 野 光 學<br>股份有限公司                             | 所有<br>直接 100%       | 資金の援助<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>(注) 1 | —               | 関 係 会 社<br>短期貸付金 | 100,000         |
|       |                                                 |                     |                | 利息の受取<br>(注) 1 | 3,509           | 未 収 利 息          | 3,104           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利及び子会社の調達金利を勘案して決定しております。

2. 取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 種 類              | 会 社 等 の 名 称<br>又 は 氏 名 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容                | 取 引 金 額<br>(千円) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(千円) |
|------------------|------------------------|---------------------|-----------|---------------------|-----------------|-----|-----------------|
| 役 員 及 び<br>その近親者 | 中 村 研                  | 被所有<br>直接 1.2%      | 当社代表取締役   | 新株予約権<br>の行使<br>(注) | 12,000          | —   | —               |

(注) 平成26年3月28日開催の定時株主総会及び平成26年3月28日開催の取締役会決議に基づく第1回新株予約権の権利行使であります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

912円69銭

(2) 1株当たり当期純利益

78円05銭

(注) 当社は、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割並びに株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成29年2月14日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割並びに株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

### (1) 株式分割の目的

株式分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

### (2) 株式分割の概要

#### ① 分割の方法

平成29年3月15日を基準日として、同日の最終株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたします。

#### ② 分割により増加する株式数

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 2,228,700株  |
| 今回の分割により増加する株式数 | 4,457,400株  |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 6,686,100株  |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 24,000,000株 |

(注) 上記発行済株式数は新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

#### ③ 分割の日程

|        |                |
|--------|----------------|
| 基準日公告日 | 平成29年2月28日     |
| 基準日    | 平成29年3月15日(予定) |
| 効力発生日  | 平成29年3月16日(予定) |

#### ④ 新株予約権行使価格の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価格を平成29年3月16日以降、以下のとおり調整いたします。

|          | 調整前行使価格 | 調整後行使価格 |
|----------|---------|---------|
| 第1回新株予約権 | 500円    | 167円    |
| 第2回新株予約権 | 750円    | 250円    |
| 第3回新株予約権 | 500円    | 167円    |
| 第4回新株予約権 | 1,200円  | 400円    |
| 第5回新株予約権 | 1,200円  | 400円    |

⑤ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

|                |         |
|----------------|---------|
| イ. 1株当たりの純資産額  | 304円23銭 |
| ロ. 1株当たりの当期純利益 | 26円02銭  |

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年3月16日をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

② 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

| 現行定款                                         | 変更後定款                                          |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br>800万株とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br>2,400万株とする。 |

③ 定款変更の日程

効力発生日 平成29年3月16日(予定)

(第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資))

当社は、平成28年11月11日及び平成28年11月28日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し(貸株人から借入れる当社普通株式50,000株の売出し)に関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式を発行し、平成29年1月20日に払込を受けております。

|                              |                                            |
|------------------------------|--------------------------------------------|
| (1) 発行株式の種類及び数               | 当社普通株式 50,000株                             |
| (2) 払込金額                     | 1株につき金1,649円                               |
| (3) 払込金額の総額                  | 金82,450千円                                  |
| (4) 割当価格                     | 1株につき金1,932円                               |
| (5) 割当価格の総額                  | 金96,600千円                                  |
| (6) 増加する資本金及び<br>資本準備金に関する事項 | 増加する資本金 1株につき金966円<br>増加する資本準備金 1株につき金966円 |
| (7) 割当先及び割当株数                | 株式会社SBI証券 50,000株                          |
| (8) 払込期日                     | 平成29年1月20日                                 |
| (9) 資金の使途                    | 広告宣伝費及び物流管理基幹システムの改修資金として                  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 2 月22日

株式会社シンシア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |     |     |   |
|--------------------|-------|-----|-----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 坂 井 | 知 倫 | ⑩ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 神 宮 | 厚 彦 | ⑩ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 木 村 | 純 一 | ⑩ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シンシアの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンシア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 2 月22日

株式会社シンシア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 宮 厚 彦 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 純 一 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンシアの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月22日

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 シ ン シ ア   | 監 査 役 会 |
| 常勤社外監査役 中 本 義 人   | Ⓔ       |
| 社 外 監 査 役 今 井 良 明 | Ⓔ       |
| 社 外 監 査 役 加 瀬 豊   | Ⓔ       |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、今後の事業展開等も勘案して、以下のとおり第9期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は65,361,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年3月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制強化のため、取締役を増員いたしたく、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 小川宏<br>(昭和42年4月4日) | 平成12年10月 弁護士登録<br>平成12年10月 山崎総合法律事務所入所<br>平成17年10月 山崎総合法律事務所<br>パートナー（現任）<br>平成26年4月 東京家庭裁判所調停委員<br>（現任）<br>平成27年10月 医療法人社団遼山会理事<br>（現任） | —          |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小川宏氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 小川宏氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり弁護士としての職務を経験した法律の専門家であります。豊富な経験と見識から、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
4. 当社は、小川宏氏の選任が承認された場合は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 小川宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋箱崎町42番1号

T-CATホール1階



|    |              |                |
|----|--------------|----------------|
| 交通 | 地下鉄半蔵門線水天宮前駅 | 1a出口より直結       |
|    | 地下鉄日比谷線人形町駅  | A1出口より徒歩約5分    |
|    | 地下鉄都営浅草線人形町駅 | A3・A5出口より徒歩約7分 |
|    | 地下鉄都営新宿線浜町駅  | A2出口より徒歩約10分   |